

新旧対照表

○木更津市健康づくり推進協議会要綱

新	旧
<p>木更津市健康づくり推進協議会要綱 (昭和54年1月22日制定)</p> <p>改正 昭和56年 6月22日 平成 8年11月 1日 平成 9年 5月29日 平成12年 4月 1日 平成15年 4月 1日 平成16年 4月 1日 平成18年 4月 1日 平成19年 4月 1日 平成22年 4月 1日 平成23年 7月28日 平成24年 7月 日</p> <p>(設置) 第1条 市は、市民一人ひとりが自分の健康は自分でつくることを基本に、運動・栄養・休養の調和を基調とした、生涯を通じての健康づくりを総合的かつ効果的に実施するため、木更津市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務) 第2条 協議会は、次に掲げる事項を総合的に審議企画するものとする。 (1) 「健康きさらづ21」の策定および進捗管理に関すること。 (2) その他協議会が必要と認める事項に関すること。</p> <p>(組織) 第3条 協議会は、委員18名以内で組織する。 2 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 関係行政機関の代表者 (2) 保健医療関係団体の代表者 (3) 健康づくり関係団体の代表者 (4) 住民代表者</p>	<p>木更津市健康づくり推進協議会要綱 (昭和54年1月22日制定)</p> <p>改正 昭和56年 6月22日 平成 8年11月 1日 平成 9年 5月29日 平成12年 4月 1日 平成15年 4月 1日 平成16年 4月 1日 平成18年 4月 1日 平成19年 4月 1日 平成22年 4月 1日 平成23年 7月28日</p> <p>(設置) 第1条 市は、市民一人ひとりが自分の健康は自分でつくることを基本に、運動・栄養・休養の調和を基調とした、生涯を通じての健康づくりを総合的かつ効果的に実施するため、木更津市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務) 第2条 協議会は、次に掲げる事項を総合的に審議企画するものとする。 (1) 「健康きさらづ21」の策定および進捗管理に関すること。 (2) <u>母子保健計画の推進に関すること。</u> (3) その他協議会が必要と認める事項に関すること。</p> <p>(組織) 第3条 協議会は、委員18名以内で組織する。 2 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 関係行政機関の代表者 (2) 保健医療関係団体の代表者 (3) 健康づくり関係団体の代表者 (4) 住民代表者</p>

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が会議の議長になる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員以外の者の意見等)

第7条 協議会の所掌事務について調査、検討するため、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市民部健康推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が会議の議長になる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 協議会の所掌事務について調査、検討するため、協議会に幹事を置く。

2 幹事は、木更津市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、協議会に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市民部健康推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（昭和54年1月22日制定）

この要綱は、昭和54年1月22日から施行する。

附 則（昭和56年6月10日一部改正）

この要綱は、昭和56年6月10日から施行する。

附 則（平成8年11月1日一部改正）

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附 則（平成9年5月29日一部改正）

この要綱は、平成9年5月29日から施行する。

附 則（平成12年4月1日一部改正）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日一部改正）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日一部改正）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日一部改正）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日一部改正）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月28日一部改正）

この要綱は、平成23年7月28日から施行する。

附 則（平成24年7月 日一部改正）

この要綱は、平成24年7月 日から施行する。

附 則（昭和54年1月22日制定）

この要綱は、昭和54年1月22日から施行する。

附 則（昭和56年6月10日一部改正）

この要綱は、昭和56年6月10日から施行する。

附 則（平成8年11月1日一部改正）

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附 則（平成9年5月29日一部改正）

この要綱は、平成9年5月29日から施行する。

附 則（平成12年4月1日一部改正）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日一部改正）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日一部改正）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日一部改正）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日一部改正）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月28日一部改正）

この要綱は、平成23年7月28日から施行する。